

## 情報通信審議会 総会（第50回）議事録

1 日時 令和6年2月9日（金）15：32～16：05

2 場所 第1特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

遠藤 信博（会長）、尾家 祐二（会長代理）、浅川 秀之、  
荒牧 知子、石井 夏生利、伊丹 誠、井上 由里子、浦 誠治、  
江崎 浩、大橋 弘、上條 由紀子、閑歳 孝子、木村 朝子、  
國領 二郎、三瓶 政一、高田 潤一、高橋 利枝、東條 吉純、  
長谷山 美紀、平野 愛弓、堀 義貴、増田 悦子、横田 純子、  
米山 高生（以上24名）

（2）総務省

竹内 芳明（総務審議官）、吉田 博史（総務審議官）、  
竹村 晃一（官房長）、藤野 克（官房総括審議官）

（国際戦略局）

田原 康生（国際戦略局長）

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、湯本 博信（官房総括審議官）、  
西泉 彰雄（官房審議官）、玉田 康人（郵政行政部長）、

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、  
渋谷 闘志彦（総務課長）、飯村 博之（事業政策課長）、

（サイバーセキュリティ統括官）

山内 智生（サイバーセキュリティ統括官）

（3）事務局

田邊 光男（情報通信政策課長）

#### 4 議題

##### (1) 答申案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

##### (2) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

## 開 会

○遠藤会長 皆様、こんにちは。遠藤でございます。

それでは、ただいまから、情報通信審議会第50回の総会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、ウェブ会議とのハイブリッド形式にて会議を開催してございます。

現時点で委員22名の方に御出席していただいております。定足数を満たしてございます。

会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。

本日の議題は、答申事項1件、報告事項1件でございます。円滑な議事進行に御協力をお願い申し上げたいと思います。

### (1) 答申案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○遠藤会長 はじめに、答申案件について審議をさせていただきたいと思います。諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について審議をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、電気通信事業政策部会及び通信政策特別委員会において、精力的に調査・審議していただき、このたび第一次答申（案）を取りまとめていただきました。

本日は、電気通信事業政策部会委員の大橋委員から、御説明をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○大橋委員 それでは、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方の第一次答申（案）の概略について、電気通信事業政策部会の委員を務めています私から御説明申し上げます。

資料は50-1-2になります。本件は、IP化、ブロードバンド化やモバイル化が進み、また、仮想化、クラウド化などの進展、事業者間の競争構造が多様かつ複雑になる中において、情報通信産業の国際競争力の低下が懸念されるなど、市場環境が変化している状況に対応した通信政策の在り方などについて検討するため、昨年8月28日、総務省より情報通信審議会に諮問されたものでございます。

本件は、電気通信事業政策部会に付託され、昨年8月29日の部会において、新たに通信政策特別委員会を設置し、調査・検討を行うこととされたものの報告書となります。

通信政策特別委員会では、昨年9月以降、事業者などのヒアリングや論点整理に係る議論などを積み重ねて、昨年12月22日の第11回会合において第一次報告書を取りまとめたものです。

これを踏まえて、電気通信事業政策部会において意見募集を実施し、今年の2月6日の部会において、第一次答申（案）を取りまとめた結果となります。今回、それを御報告するものとなります。

お手元、今映していただいておりますものが第一次答申（案）の本体でございます。表紙の次のページに目次がありますので、それを御覧いただきながら、全体の構成について御説明させていただきたいと思っております。

第1章において、検討の経緯及び検討の基本的方向性について触れています。

第2章では、我が国の情報通信インフラの現状や将来像、電気通信市場の環境変化、また、それを踏まえた我が国の情報通信産業における国際競争力強化の必要性について説明しております。

第3章では、国際競争力の強化を図る観点から、NTT法の関係規律について検討を行った結果を踏まえて、今後、総務省において実施すべき事項として、研究の推進責務及び研究成果の普及責務の撤廃と外国人役員規制の緩和などについて提言しているものでございます。

最後に、参考として別添を付しておりますけれども、当該事項以外の多岐にわたる論点についても、第1章で示した検討の基本的方向性に基づきつつ、引き続き、関係者の意見を幅広く聞きながら議論を深めることとしております。この部分については、提案募集を行った通信政策特別委員会において提出された提案内容も参考にして議論を深めていきたいと思っております。

なお、第一次答申（案）の概要を資料50-1-1にまとめておりますので、こちら

につきましては、事務局から御説明をお願いできればと思います。

○遠藤会長 大変ありがとうございました。

それでは、これから、事務局から御説明いただけますか。

○飯村事業政策課長 総合通信基盤局事業政策課長の飯村でございます。

それでは、資料50-1-1に基づきまして、第一次答申（案）の概要について説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。あらためて検討の経緯でございますけれども、本件は令和2年の法改正の3年後見直し規定に基づきまして、昨年8月に諮問したものでございます。

この第一次答申（案）におきましては、検討の方向性、枠組みとして、「2030年頃に目指すべきインフラの将来像」、そして、その実現のために検討すべき論点を整理するとともに、その検討の際に確保すべき事項として、3点を整理いたしました。この3点は中段にございます1. 通信政策として確保すべき事項、2. NTTの経営面で確保すべき事項、3. 制度改正の際に確保すべき事項の3つでございます。その幹となります1つ目の通信政策として確保すべき事項につきましては、①通信サービスが「全国に届く」、ユニバーサルサービスの確保、②「低廉で多様」なサービスが利用できる、公正競争の確保、③「国際競争力」の確保、④「経済安全保障」の確保の4つを整理したところでございます。

そして、この第一次答申（案）におきましては、検討事項を大きく2つに分けて整理してございます。まず、喫緊の課題である国際競争力の強化を図る上で早期に結論が得られた事項につきましては、「速やかに実施すべき事項」として、具体的な提言を行っております。また、それ以外の事項につきましては、「今後更に検討を深めていくべき事項」として、今年夏頃の答申に向けて、引き続き議論すると整理したところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。上段は2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像でございます。Beyond 5Gの運用が開始され、固定通信の光ファイバや衛星などの非地上系のネットワークであるNTNなどが相互に補完し合うことによって、陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信のカバレッジの拡張を図るとともに、その上に先進的なソリューションの実装が進むとしてございます。

次に、この将来像を実現する上で踏まえるべき環境変化としては、国内環境、国際競争の二つがございますが、この第一次答申（案）におきましては、国際競争に焦点を当

てて整理したところでございます。その理由といたしましては、人口減少が進み、国内市場が縮小する中で、AI・ロボット市場の拡大とかDX・GX投資の増加等によって、旺盛な海外市場を取り込むことが今後の成長の鍵となりますが、我が国の国際競争力は必ずしも高いとは言えず、その強化が喫緊の課題であるためとしてございます。

そして、国際競争力の強化のためには、イノベーションの促進が必要でございます。そして、イノベーションの源泉は積極的な研究開発とグローバルな視点を持った積極的な事業運営にあるとの認識の下、今回、具体的な提言を行うものでございます。その提言が3ページ目でございます。NTTは、現在、オール光ネットワークで大容量、低遅延、低消費電力を実現するIOWN構想というものを推進しておりまして、これは我が国の情報通信産業全体の国際競争力の飛躍の契機となることが期待されております。そこで今回、NTTの研究開発や機動的な事業運営によるイノベーションを促進する観点から、「速やかに実施すべき事項」を整理したものでございます。

その一つ目が研究推進の責務の関係でございます。この責務は電電公社から優れた研究基盤を引き継いだNTTに牽引的な役割を担わせるために設けられたものでございます。ただ、技術の進展が早く、グローバル競争も活発化する中で、研究開発は事業ニーズを把握するNTTが自らその内容等を定めることが最も効果的であるため、その点を明らかにする観点から、責務の撤廃が適当としてございます。ただ、責務を撤廃した後は研究が縮退するリスクもございます。このため、NTTの研究の取組状況につきましては、継続的に検証し、その結果を踏まえ、総務省において必要な対応を行うこと。さらには事業者や研究機関への予算支援を強化し、産学官全体の研究開発を促進していくことも必要などとしてございます。

2つ目が研究成果の普及責務の関係でございます。この責務はNTTが研究成果を独占した場合の公正競争上の影響に鑑み、設けられたものでございますが、従来、研究成果につきましては、原則、開示の運用がされておりました。これによってNTTが共同研究を断られたり、懸念国等への技術流出の懸念などが生じるようになったところでございます。そこで、このような状況を踏まえまして、また、ネットワーク機器につきましては、従来のようなNTT仕様の特注品ではなくて、グローバルベンダーの汎用品が主流となり、NTTの成果独占による公正競争上の懸念は低下していることなどを踏まえまして、今回、責務の撤廃が適当とされたところでございます。

3つ目が外国人役員規制の関係でございます。この規制はNTTの重要性に鑑み、外

国の影響力を排除するために設けられたもので、現在、外国人役員は一切認められていない状況でございます。外国人役員につきましては、グローバルな視点での経営を可能とするなどの利点もございます。そこで今回、航空法あるいは電波法などの他法の例に倣いまして、代表者への就任は禁止、3分の1以上を占めることは認めないといった最低限の規律は課した上で緩和をすることが適当としてございます。

その他早急に見直すべき事項として、下段にパブコメの意見あるいは本日御出席の大橋委員の意見などを踏まえて、NTTの社名変更、剰余金処分の認可の撤廃、役員選解任の認可の緩和についても必要な措置を速やかに講じることが適当としてございます。

最後が4ページ目でございます。今後、夏頃に向けて継続的に検討を深めるべきと整理された14の論点を示したものでございます。1つ目の通信政策として確保すべき事項としましては、①の論点1から4までがユニバーサルサービスの関係、②の論点5から9までが公正競争の関係、③の論点10が国際競争力の関係、④の論点11、12が経済安保の関係となっております。また、2のNTTの経営面で確保すべき事項については、論点13が政府の株式保有義務、論点14が各種認可事項等となっております。ユニバーサルサービス、公正競争、経済安保の関係につきましては、本件を議論しております通信政策特別委員会の下に、先月それぞれワーキンググループを設置しまして、今年夏頃の答申に向けて、専門的な見地からの御議論をいただいている状況でございます。その議論の結果につきましては、今後また答申案として整理して御審議をお願いしたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○遠藤会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、皆様から活発な御意見、御質問をいただければと存じます。いかがでございましょうか。

三瓶委員、お願いします。

○三瓶委員 御説明どうもありがとうございました。私からは、2ページ目の一番下に書いてある国際競争力を強化するという点についてのコメントです。①の積極的研究開発、これは非常に重要で、日本は最近、大きな予算も使っていますし、かなり活発にやっているということで、これについて私はあまり心配していませんが、②のグローバルな視点を持った機動的な事業運営、ここがやっぱり大きなネックになっているというのが現状だと思います。特に5G、それから6Gの議論の中で、ユースケースが必ず

議論されるのですが、このユースケースに対しての対応というか認識が、技術者全体で、まだ、あまりできていないような気がします。これはなぜなのかというと、4Gまでの時代というのは、情報通信ネットワークに何かつないで、そこでサービスが完了しているというものですので、情報通信ネットワーク側からも分かりやすかったですし、つないだ先はつないだものが何とかすればいいんだろうという形だったと思いますが、5G以降というのは、つないだ先にさらにシステムがあり、システム間で連携がなされ、その結果として、お客様には、そのシステムから提供されるサービスしか見えない、要するに、情報通信はお客様からは一切分からないというか、存在すら分からない時代に、これから入ろうとしているわけです。それで、ユースケースというのはどういう位置づけなのかというと、情報通信が接続されているものは一つの製品ではなくて、システムになるわけですね。そのシステムがどういう形態なのかということ想定しないと、効率的なシステムというのは実現できないという中で、ユースケースが非常に重要な意味を持ってくるという位置づけだと思いますし、さらに6Gの時代にシステムの構成がより複雑になっていくという中では、このユースケースをいかに柔軟に考えられるかというのが、実は国際競争力も含めて、技術開発の最も重要な点であろうと思うのですが、現状を見る限り、日本はここが著しく弱いというのが私の感覚であります。こういう中でも、やっぱり、ユースケースをどう考えるのかという議論をより強化すべきではないのかということとです。もう一つコメントは、ユースケースがなぜ議論されないかということですが、日本の企業は今まで、技術をつくり、マーケットに商品を投じてくるというサイクルでずっと動いてきましたが、これからはユースケースをベースにバックキャストでものを考えなくては行けないという時代の重要な変化の時期にあるということです。、そのような時代であっては、バックキャストを考えられる能力が必要となるわけです。そのためには、未来を予測する能力、あるいは、未来を単に予測するだけではなくて、さらにディスカッションの中で未来の方向性を議論できる能力がないと、日本はこれから世界でやっていけないだろうと思うわけで、それがユースケースの議論において非常に重要となります。②のグローバルな視点を持った機動的な事業運営という以前に、人材強化というか、そういうところをやはり推し進める必要があるのではないかなというコメントでございます。

以上です。

○遠藤会長　　ありがとうございました。非常に貴重な意見だと思います。まさに、通信



ネットワークそのものが本当にいろいろな社会生活に加え、実は価値創造までも支えてしまってきておりますので、そのような意味で、バックキャストするためには、将来、それがどういう価値をつくるのかということを考えながら進めるべきだと思いますし、そのような人材がなかなかいないというのは御指摘のとおりだと思いますが、その点についても、我々はしっかりと考えるべきだと思います。

ほかにございますでしょうか。ウェブのほうはよろしいですか。

江崎委員、お願いできますでしょうか。

○江崎委員　　どうもありがとうございます。江崎でございます。

方向性としては非常に整理されているものだと思ってお伺いしましたけれども、2ページのところで、2030年に宇宙、それから空というところがシームレスにつながっていき、そこで具体的にはNTN (Non-Terrestrial Network) というお話が入ってきているわけですが、NTNにいったときに、何となく先ほどお話ししたグローバルという地球全体の空間をどうするのかというところがちょっと落ちているのかなというのが非常に気になるところです。経営、それからビジネス展開に関してグローバルに闘うために、今回いろいろな施策をやっていくということになっているのですが、特にNTNを意識したような構成も含めた議論というのがアジェンダの、これは4ページのこれから検討すべきところの中にそこが見えていないのがちょっと気になる場所ではあります。国際競争力を確保するというところに含まれているのかもしれませんが、やっぱりグローバル空間のインフラストラクチャーというのをどうしていくのかということの観点から経営と研究開発と、そしてルールというところがやっぱりきちんとしっかり考えなければいけないところですし、ルールメイキングに対しての体制をどうするのかということも、当然、NTT法にも関係するところになってくるのではないかと、この資料を拝見させていただきました。つまり、やっぱりグローバルというところからのビジネスだけではない部分というところもしっかりと、それに関連してビジネスのところ議論されるというのが重要ではないかなと感じました。

以上でございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。これに関しては、分科会から何か意見がございましたらお願いします。

○飯村事業政策課長　　事務局でございます。

NTNにつきましては、委員御指摘のとおり、これから非常に有望な技術でございます。ダイレクトアクセスも含めて、過疎地におけるユニバーサルサービスの確保も含めて重要になってくる中で、先生御指摘の国際競争力の観点についても、今後検討すべき事項の中にも含まれ、研究開発の支援も含めて議論を継続していく予定になっております。先生からの御指摘も踏まえつつ、検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ほかに。よろしゅうございますか。ウェブのほうも大丈夫ですか。

貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。今御指摘の点も踏まえて、その次の検討に入っていただければと存じます。

それでは、意見もないようでございますので、本件に関しての審議事項の確認をさせていただきたいと存じます。先ほど申し上げましたように定足数も満たしてございますので、本件については、資料50-1-3のとおり、第一次答申とすることとしてはいかがと思いますが、皆さま、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○遠藤会長　　ありがとうございます。それでは、御異議がないようでございますので、本件を第一次答申とすることとさせていただきたいと存じます。

それでは、本日の答申につきまして、私からも少しコメントさせていただければと存じます。

まずは森川部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変精力的に御検討いただきましたこと、深く感謝を申し上げたいと存じます。本日の第一次答申につきまして、既にコメントをいただいておりますが、非常に急速な技術革新、半導体も含め、ICTの領域全てそうでございますけれども、相当に早い進歩が見えてございまして、情報通信の市場環境というのは大きく変化してございます。先ほども御意見がございましたけれども、情報通信プラットフォームというものが当初はコミュニケーションを中心にしたプラットフォームでございましたけれども、それが価値創造というところにまで来ているということで、その扱われ方も変わってきてございますし、生成AIというようなものも、先ほど三瓶先生からもございましたけれども、ユーザーが直接そのサービスに対面し、その後ろは見えないという形になっているんですね。そういう意味でも、我々のプラットフォームはどうあるべきかというものは、ユーザーのありよう、ユーザ

一の使われ方、そういうことを含めて考えていく必要がございまして、不断の見直しを行いながら、考えていく必要があろうと存じます。

そこで、情報通信を取り巻く環境変化に対応するため、今般、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を整理して、通信の政策として確保すべき事項、NTTの経営面での確保すべき事項、制度改革の際に確保すべき事項、これについて議論を行っていただき、非常にこれらに関しては意義深いものと考えてございます。特に我が国の情報通信産業の国際競争力の強化は喫緊の課題でございまして、提言に基づいて、NTTによる積極的な研究開発や、さらには機動的な事業運営によるイノベーションが促進されることで、NTTにおいてIOWNの構想の推進を含めて、世界に先駆けた事業創出に取り組んでいただくとともに、我が国の情報通信産業全体としても、国際競争力を飛躍的に高めるきっかけとなることを期待されていると思います。

また、今般、提言いたしました事項以外の論点は、大変多様な内容にわたります。このため、国民、利用者や電気通信事業者等に重大な影響が生じる可能性もあるため、具体的な制度や取組の形に至るまでには、なお整理すべき課題があるかと存じます。委員の皆様におかれましては、今後の答申に向けて、引き続き検討を深めていただければと存じます。

最後になりますけれども、本日は幅広い分野から皆様から見識豊かな御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。総務省には、本日の第一次答申を踏まえて、そこに示された取組を強く推し進めていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

以上で私のコメントとさせていただきます。

それでは、ただいまの答申に対しまして、竹内総務審議官より御発言をいただけるということでございますので、お願いいたしますと思います。

○竹内総務審議官　総務審議官の竹内でございます。

皆様には、日頃より情報通信行政に格段の御理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。ただいま御答申いただきました諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」については、遠藤会長をはじめ、委員の皆様の活発な御審議を経て、取りまとめていただきました。

このたびいただいた第一次答申につきましては、我が国の国際競争力強化を図る観点から、早期に結論が得られたものとして、速やかに実施すべき事項を御提言いただきま

した。情報通信は、社会全体のデジタル化のさらなる進展が見込まれる中で、引き続き、あらゆる社会経済活動を支える基盤、かつ、経済成長の牽引役としての役割が期待されます。

総務省としては、こうした認識の下、通信政策として確保すべき事項として示された4つの観点、すなわち、ユニバーサルサービスの確保、公正競争の確保、国際競争力の強化、経済安全保障の確保、この4つの観点を重視する必要があると考えております。

今般の御提言は、将来に向けた通信政策を検討する上で貴重な指針となるものと受け止めております。今般の第一次答申を踏まえ、制度整備を含め、必要な対応を迅速に行ってまいりたいと考えております。皆様におかれましては、今後さらに検討を深めていくべき事項について、引き続き精力的な御議論を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

## (2) 報告案件

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○遠藤会長　　それでは引き続きまして、報告事項に移りたいと存じます。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局から御報告をお願いしたいと思います。

○田邊情報通信政策課長　　事務局でございます。

報告案件でございます。資料50-2に基づいて御説明させていただきたいと思えます。本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づき、前回開催されました第49回総会以降の情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について御報告申し上げるものでございます。

情報通信技術分科会は、3回の会合を開催いたしまして、4件の答申をいただいております。

各部会につきましては、まず、情報通信政策部会は開催の実績がないところでございます。また、電気通信事業政策部会は3回の会合を開催し、2件の議決、郵政政策部会は2回、会合を開催しております。

以上でございます。

○遠藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた報告につきまして、御意見、質問等がございましたら  
お願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。チ  
ャット等もございませんか。

ありがとうございます。

## 閉　　会

○遠藤会長　　それでは、皆様からの御異議等ございませんので、以上で本日の議題を終  
了させていただきたいと存じます。

委員の皆様には、何か御報告等がございましたらお受けしたいと思いますが、よろし  
ゅうございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

よろしいですか。はい、分かりました。

それでは、本日の会議を終了させていただきたいと存じます。

次回の日程につきましては、別途、調整させていただきます。事務局より御連絡させ  
ていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で閉会といたします。皆様の御出席ありがとうございました。